

## 40歳以上の方は特定健康診査(特定健診)の対象となります

特定健康診査  
(=特定健診)

法律に基づき、40歳～74歳の方を対象に生活習慣病予防の観点から実施する健診です。健診の結果により必要であれば生活習慣改善のための特定保健指導を受けることができます。

※年齢は2025年3月31日時点の年齢です

### <特定健診項目>

- 身体検査【医師の診察、問診、身長、体重、BMI、腹囲、血圧】
- 尿検査【尿蛋白、尿糖】
- 血液検査
  - ・肝機能【AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GTP】
  - ・血糖【空腹時血糖またはヘモグロビンA1c】
  - ・脂質【中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールまたはnon-HDLコレステロール】

※一定の基準のもと、医師の判断で下記検査を実施する場合あり

- 貧血検査(赤血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット)
- 心電図 ●眼底検査 ●腎機能検査(血清クレアチニン)

当組合の巡回健診および契約健診機関の契約コースには特定健診項目は含まれています

### 特定健康診査受診券とは？

窓口で提示することで特定健診(8,000円相当)を窓口負担なしで受診できます。(費用は当組合が負担)

※受診できる項目は、特定健診項目のみと国で定められています。がん検診等には利用できません。

※同一年度中に特定健診受診券を利用した健診と当組合巡回健診や契約健診機関の契約コースの両方を受診することはできません。

### 特定健康診査受診券を利用して特定健診を受診する場合

今年度より当組合ポータルサイト「マイヘルスウェブ」からダウンロードし、印刷してご利用いただく方法に変更いたしました。

事前にポータルサイトへの登録が必要ですので、受診券利用をご希望の方は、お早めにご登録ください。

※再印刷はできませんので、受診の直前に印刷し、紛失にご注意ください

※利用する場合のみ印刷してください。当組合巡回健診および当組合契約健診機関での受診には、受診券は不要です。

※受診予定の健診機関で特定健診受診券が利用できるか必ず確認し、予約をしてください。(健診機関に電話で確認、当組合ホームページにある特定健診等実施機関検索システムで確認)

